

特定施設工事計画届未届出の根絶にむけて

令和7年10月23日

関東東北産業保安監督部東北支部 鉾山保安課

工事計画の未届出はありませんか？

工事計画の届出

- ・ 鉱業権者は、**特定施設を設置又は変更の工事**をしようとするときは、**あらかじめ**工事の計画を届け出なければならない。
- ・ 工事計画が受理されたあとも、**30日間は工事に着手してはならない**。
- ・ 工事計画を届け出ないまま工事に着手することは**法令違反**。（違反した場合50万円以下の罰金刑。）
- ・ 届出が必要か悩むときは、前広に鉱山保安課・鉱害防止課に御相談ください。

● 特定施設一覧（抜粋）

- | | | |
|---------------------|-------------|----------------------|
| 1. 需要設備(10kV以上) | 9. 高圧ガス製造施設 | 24.原動機を使用する選鉱場 |
| 2. 非常用予備発電装置 | 10.高圧ガス貯蔵所 | 25.か焼場・乾燥場 |
| 3. 人を運搬する装置 | 14.鉱煙発生施設 | 27.28.集積場 |
| 3の2.坑内ガソリン自動車 | 15. 粉じん発生施設 | 29.坑内燃料貯蔵所・給油所 |
| 5. 石油掘削施設 | 16.坑廃水処理施設 | 31.火薬類取扱所(最大存置量25kg) |
| 7. パイプライン(圧力1MPa以上) | 18.騒音発生施設 | 32.ボイラ |
| 8. 石油貯蔵タンク・ガスホルダー | 19.振動発生施設 | |

令和7年度鉱山保安法令改正のポイント

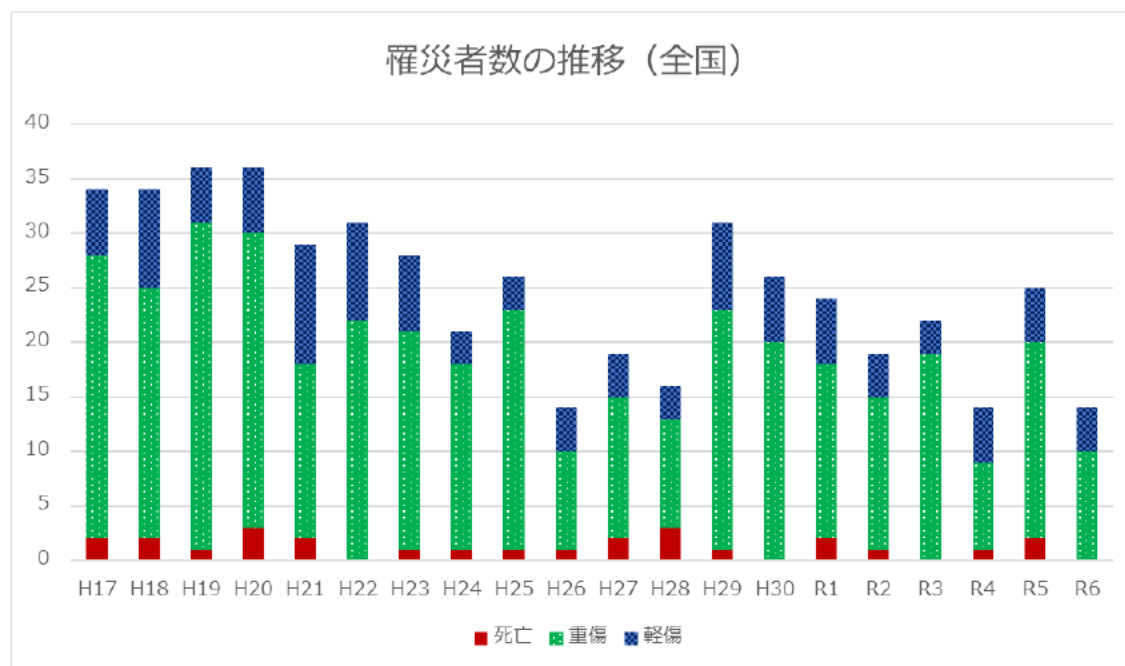
令和7年10月23日

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課

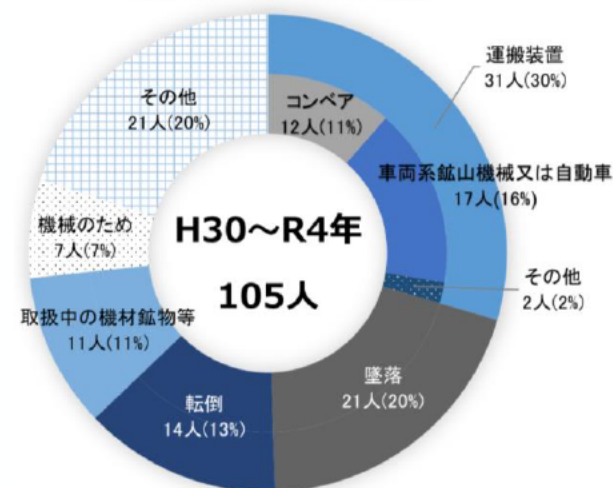
令和7年度鉱山保安法令改正のポイント

改正の背景

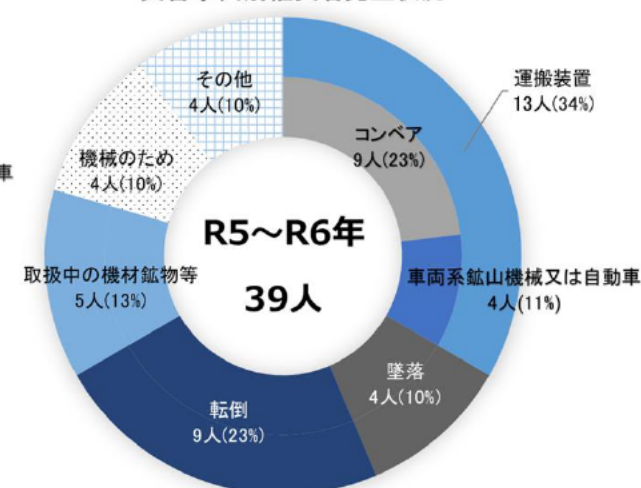
- 近年の鉱業労働災害の発生は、**下げ止まりが続いている**。
- 鉱山特有の重大災害（落盤等）は発生していないものの、**墜落や、挟まれ・巻き込まれによる災害が発生している**。
- 鉱業権者による**自主保安の取組の推進及び対策の検討・実施**を促すため、所要の改正を行う。



平成30年～令和4年の5年間の
災害事由別罹災者発生状況



令和5年～令和6年の2年間の
災害事由別罹災者発生状況



令和7年度鉱山保安法令改正のポイント

改正の概要① 保安規程に記載すべき事項

- 鉱山保安法施行規則を改正し、**保安規程に記載すべき事項**として、「**機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止**」を明示的に例示することで、必要な安全対策の実施を促進する。

改正後	改正前
(保安規程) 第40条 法第19条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。 一～九 (略) 十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容 十一・十二 (略) 2 (略)	(保安規程) 第40条 法第19条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。 一～九 (略) 十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容 十一・十二 (略) 2 (略)

令和7年度鉱山保安法令改正のポイント

改正の概要① 保安規程への記載例

保安規程に記載すべき事項の一例

- **危険箇所にさく囲等を設けることを義務づける事項**

(例) 鉱業権者は、原動機の駆動部等に、鉱山労働者の身体が容易に接近しないようなさく囲及び異常時に原動機等を直ちに停止させる装置を設けなければならない。

- **機械器具の運転中にさく囲等を取り外すことを禁止する事項**

(例) 鉱山労働者は、原動機等の運転中及び通電中に、さく囲を取り外してはならない。

- **機械器具を点検・清掃する際の事故防止に関する事項**

(例) 鉱山労働者は、点検・清掃時等、さく囲を取り外す前に、電源が遮断されていることを確認し、必要な箇所に電源を投入することを禁止する旨の標示をしなければならない。

- **さく囲等の保安措置が適切に維持管理されていることを確認する事項**

(例) 作業責任者は、別に定める頻度により、さく囲等の機能が低下していないことを確認し、作業日誌に記録しなければならない。



令和7年度鉱山保安法令改正のポイント

改正の概要② 技術指針

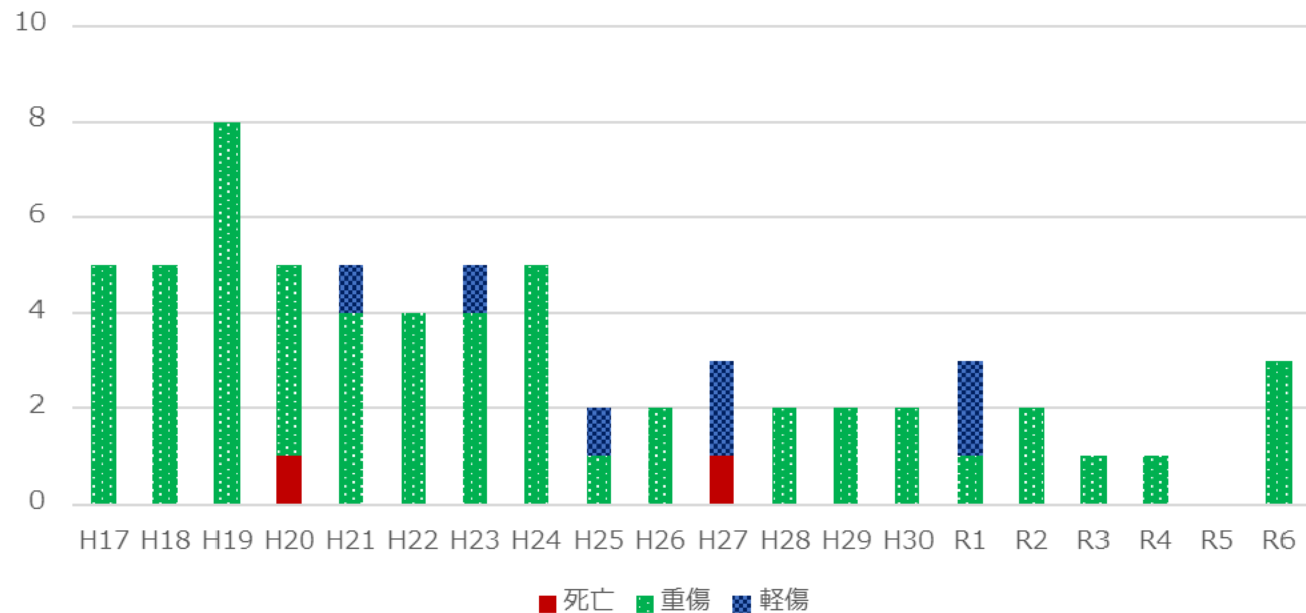
- 技術指針を改正し、墜落対策及び挟まれ・巻き込まれ対策に関して、**技術基準省令が要求する水準が、労働安全衛生規則等に基づく安全措置の内容と同じ水準**であることを明示する。

	改正の概要
鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規） 第2章 共通の技術基準 （第3条関係）	【墜落による危険を防止するための設備等】 - 貨物自動車への荷役作業 → 安衛則第151条の67に基づく昇降装置 - 高さ2m以上の高所作業 → 安衛則第518条に基づく作業床 - 作業床の端・開口部等での作業 → 安衛則第519条に基づく囲い等 ※作業床・囲い等を設けるのが困難なとき：防網を張り、墜落制止用器具を使用 - 高さ・深さ1.5m超への昇降 → 安衛則第526条に基づく昇降するための設備
	【挟まれ・巻き込まれによる危険を防止する設備等】 安衛則第101条に基づく覆い等 及び 第151条の78に基づくコンベアの非常停止装置等

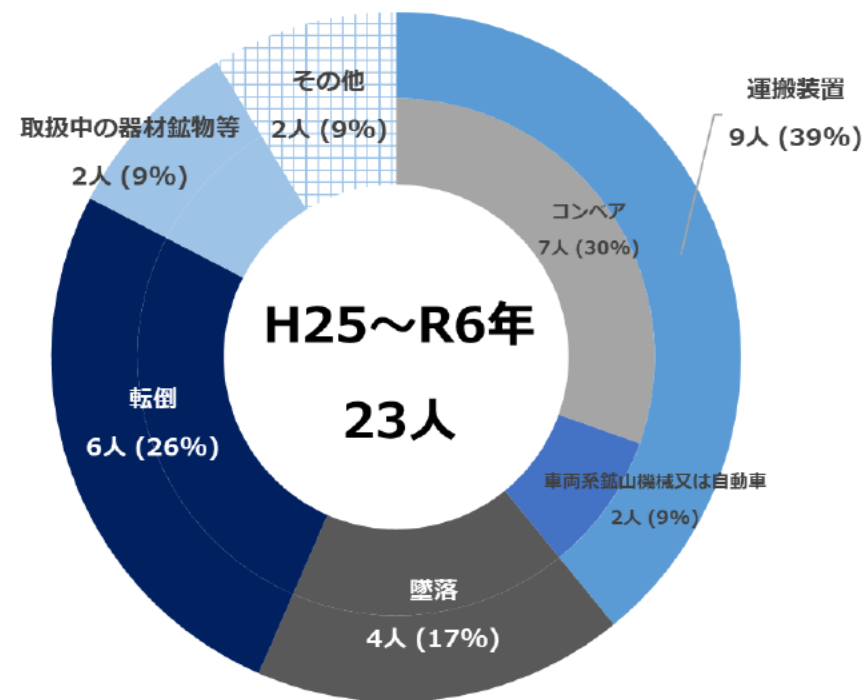
参考資料①

東北支部管内鉱山の災害発生状況

罹災者数の推移（東北）



平成25年～令和6年の災害事由別罹災者発生状況



参考資料② 関係法令抄録

鉱山保安法（抄）

昭和二十四年法律第七十号
最終改正：令和四年法律第六十八号

（工事計画）

第十三条 鉱業権者は、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設であつて保安の確保上重要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特定施設」という。）の設置又は変更の工事であつて経済産業省令で定めるものをしようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、その工事の計画を産業保安監督部長に届け出なければならない。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするとき（第四項の規定による命令があつたときを含む。）も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

二 第十三条第一項、第十五条、第十九条第一項若しくは第二項、第二十二條第四項（第二十三条第三項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

鉱山保安法施行規則（抄）

平成十六年経済産業省令第九十六号
最終改正：令和七年経済産業省令第五十四号

（工事計画）

第三十一条 法第十三条第一項の特定施設は、別表第二の上欄に掲げるものとする。

2 法第十三条第一項の変更の工事であつて経済産業省令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる施設に応じて、同表の下欄に掲げる事項の変更が生ずるものとする。ただし、特定施設が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

3 法第十三条第一項の軽微な変更は、別表第二の下欄に掲げる変更の工事以外の変更とする。

（保安規程）

第四十条 法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。

十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（抄）

平成十六年経済産業省令第九十七号
最終改正：令和六年経済産業省令第四十一号

（共通の技術基準）

第三条 鉱山施設に共通する技術基準は、次のとおりとする。

- 一 鉱山労働者の安全を確保するため、手すり、さく囲、被覆、安全な通路その他の必要な保安設備が設けられていること。

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（抄）

20121115 商局第4号
最終改正：20250620 保局第1号

第2章 共通の技術基準（第3条関係）

- 1 技術基準省令第3条第1号に規定する「必要な保安設備」とは、手すり、さく囲、被覆及び安全な通路のほか、次に掲げるものをいう。

（6）次に掲げる墜落による危険を防止するための設備等

- ① 貨物自動車に荷を積む作業等を行う場合の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の67の規定に基づく昇降設備
- ② 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落のおそれのあるときの労働安全衛生規則第518条の規定に基づく作業床並びに作業床の端及び開口部等で墜落のおそれのあるときの同規則第519条の規定に基づく囲い等（ただし、作業床及び囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用する等の措置を講じていること）
- ③ 高さ又は深さが1.5メートルを超える箇所で作業を行う場合の安全に昇降するための労働安全衛生規則第526条の規定に基づく昇降するための設備等

- （7）機械の原動機等の危険を及ぼすおそれのある部分における労働安全衛生規則第101条の規定に基づく覆い等及び身体の一部が巻き込まれる等の危険が生ずるおそれがあるときの同規則第151条の78の規定に基づくコンベヤーの非常停止装置等

労働安全衛生規則（抄）

昭和四十七年労働省令第三十二号
最終改正：令和七年厚生労働省令第九十号

（原動機、回転軸等による危険の防止）

第百一条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆おおい、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

- 2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆おおいを設けなければならない。
- 3 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。
- 4 事業者は、第一項の踏切橋には、高さが九十センチメートル以上の手すりを設けなければならない。
- 5 第一項の規定に基づき踏切橋の設備が設けられた作業場において作業に従事する者は、踏切橋を使用しなければならない。

（非常停止装置）

第百五十一条の七十八 事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置（第百五十一条の八十二において「非常停止装置」という。）を備えなければならない。

（昇降設備）

第百五十一条の六十七 事業者は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

（作業床の設置等）

第百五十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第百五十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆おい等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（昇降するための設備の設置等）

第百二十六条 事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。